

2014 年度 事業計画

1 情勢の特徴

・自民党、安倍政権は、「デフレと円高」からの脱却、名目 3%以上の経済成長率を目標に、金融緩和、財政出動、企業を対象とした減税による成長戦略を実施してきたが、2014 年に入り、それまで、上下変動を繰り返しながら推移してきた日本の株価は、アメリカの金融緩和縮小政策による新興諸国の金融不安を要因とした大幅な株価下落と円高が起り不安定な状況が生じています。

・2014 年 4 月 1 日からの消費税率（5%→8%）、2015 年 10 月から 8%→10%）を控え、「消費増税分を賃金アップ」でカバーするために、安倍政権は 2014 年度の国・地方の税財政制度を通じて復興法人税の廃止など「企業減税」を行うが、勤労者の「実質賃金アップ」にまでは至っていません。円安により原油価格の高騰、食料品の値上げ等、賃金や所得が上がらない中で国民生活への影響がしだいに深刻になっています。

・2014 年度地方財政計画は、歳入・歳出規模は、83 兆 3700 億円（前年度比 1 兆 4600 億円増）で、3 年ぶりに拡大しました。歳入では、大企業に対する法人関係税、地方消費税の引き上げなどによる増収増、歳出では、投資的経費（補助事業費、地方単独事業費）、一般行政費の社会保障費などの増大のためです。
地方税、地方交付税、臨時財政対策債等を合わせた「一般財源」は 60 兆 3577 億円で（前年度比 6050 億円増）前年度の水準を確保しました。

・しかしながら、2014 年度地方財政は、①地方法人特別税・同譲与税の縮小・廃止、②地方法人住民税の「国税化」・「地方交付税化」、③自動車関係税の再編成と代替財源確保難、④市町村の固定資産税の大幅減税の可能性、⑤地方交付税の「歳出特別枠」「別枠加算」の縮小・廃止方向、⑥地方消費税の増税分、消費税増税に伴う地方交付税の増収分の社会保障の国庫補助事業への限定充当、⑦公共施設等の「除却経費」の摘債事業化など、今後の地方財政・地方自治の大きな転換点をもたらしかねない課題に直面しています。

・「3・11 東日本震災」、福島原発事故は、地域社会や農林水産業、観光産業への風評被害など県民生活深刻な影響を与え続けていると共に、湖沼・河川・山林を有する茨城の自然環境への影響も懸念されています。震災 4 年目に入る本年度は、①原発事故が農林水産

業、観光産業や自然環境に与えている影響の検証。②新たに策定された、「各市町村防災計画」の検証（自治体職員の体制や行政と地域コミュニティとの協力・連携関係。高齢者、障害者など災害時要援護者対策内容などの視点からの検証。）③東海村周辺の原発関連事故に対する原子力防災計画とりわけ周辺自治体住民（940万人から100万人）の実効性ある避難計画の検証が求められています。

- ・ 2005年から行われた「集中改革プラン」等により、地方自治体の職員数は大幅な減少を続けており、東日本大震災では緊急時対応とその復興事業においても必要な人員の不足が浮き彫りとなりました。一方で、自治体の臨時・非常勤等職員が大幅に増加し、恒常的業務を担っており、非正規職員の処遇改善も課題となっています。

また、公立図書館の指定管理者制度の導入など進行する自治体の安上り行政に対し公共サービスの意義と重要性が問われています。

- ・ 2013年4月から「第6次茨城県保健福祉計画」がスタートしましたが、地域医療の現状を見ると、医師、看護師などの医療従事者不足や、産科・小児科不足、大病院への救急患者の過度の集中、公立病院の経営形態の変更等深刻な状況は改善されていません。また、基幹病院と地域の医療機関との関係など医療連携も大きな課題となっています。とりわけ鹿行地域と筑西・桜川・下妻地域における県境の救急・救命を中心とした実行性のある医療対策が求められています。

- ・ 高齢人口の増加に伴い、介護制度の充実、医療と介護の連携も求められています。

- ・ 2014年に入って県南地域における「つくば市と土浦市」の合併に向けた動きが始まっています。県南地域における新たな地域再編の方向や県内の他地域への影響度合等、国主導の「平成の大合併」以来の新たな動きとして、注視する必要があります。

2 事業計画

以上の情勢をふまえ、2014年度は以下の事業に取り組みます。

1 調査・研究事業

(1) 調査研究活動の推進

- ・昨年度から行ってきた「東日本大震災と県内地域・自治体の課題」についての調査研究活動を進めます。
- ・県内市町村を対象に、新たに策定された「防災計画」の見直しに関する調査を行います。
- ・具体的には自治体における業務の増大の実態、非正規職員の推移などを把握し、自治体における人員配置、組織の在り方などについての研究を進め新たな防災計画の実効性について検証します。
- ・各種シンポジウム開催のための基礎資料として茨城県、県内市町村の決算データ、公立病院決算データの収集・分析を行います。
また、地方自治に関する各種資料の収集・整理を行います。
- ・県内の市町村合併の動向に対する基礎的資料の収集に取り組みます。
- ・調査研究活動やシンポジウムの成果を政策提言としてまとめます。

(2) シンポジウム・研修会の開催

- ・「農・食・観光」への風評被害やコミュニティーにおける防災対策をテーマとした現地調査やシンポジウムを開催し、地域経済への提言とします。
- ・地域医療をテーマとした調査・研究活動として、「茨城の地域医療を考える会」と連携し地域医療ニーズ、医療連携等の調査、シンポジウムを行います。
- ・自治体財政や地方分権（地域主権）をテーマとした研修会を開催します。
- ・原発防災、まちづくりの視点から東北3県（福島、宮城、岩手）との共同シンポジウムを検討します。

(3) 各種研究会、研修会への参加

- ・公益財団法人地方自治総合研究所や全国の自治研センター（所）が主催するセミナーや研修会に参加し、ネットワーク化、情報交換を進めます。

2 広報・情報公開事業

- ・機関誌「自治権いばらき」の発行（年4回発行）
調査研究論文・シンポジウムなどの成果を掲載します。
引き続き、県内の公立図書館への寄贈を行い、広く県民への情報の提供に努めます。

す。

- ・ホームページの活用

センターの基本情報（定款、事業計画、予算、役員等）、シンポジウム、行事のお知らせ、研究報告、各種データを掲載し、情報発信のツールとします。

3 運営・研究体制

公益事業の一層の強化をはかるため以下の取り組みを行います。

(1) 運営体制

- ・定期的に理事会を開催し事業運営の円滑化を図ります。
- ・事務局体制については、2014年4月1日からは常勤役員を1名とし、新たに事務局職員を採用します。
- ・事務局として全体の経費の節減と収入基盤の強化のため会員の拡大に努めます。

(2) 研究体制

- ・調査研究テーマの設定、企画・立案・実行については、理事会で決定し担当理事を中心に事業を行っていますが、新たに設けた研究員体制（2012年6月から）についてもなお一層の活用を図ります。
- ・「自治権いばらき」の内容充実のために、理事を中心に編集体制の整備を行います。
- ・県内の研究者等とのネットワーク体制を整備します。